

日本臨床工学技士連盟『団体会員』登録手続きについて

都道府県技士会

担当者各位

日頃より大変お世話になっております。日本臨床工学技士連盟事務局長の宮本です。

日本臨床工学技士連盟では、診療報酬への臨床工学技士の明文化をはじめ、臨床工学技士の地位向上、待遇改善などを国会に届けるための活動を積極的に行っております。

しかし、連盟会員（賛同者）の数が少ないため、臨床工学技士会全体の要望として力強く訴えることが難しいのが現状です。そこで、会員増加の一つの壁である、会費が高いというご意見に対し、今年も引き続き団体会員（年会費 500 円）で会員数増加を目指したいと思います。

連盟団体会員の登録手続き代行についてまとめておりまますので、ご一読いただきますようお願いいたします。団体会員に関するご質問は、いつでもお気軽に事務局までお問い合わせください。

今後とも、日本臨床工学技士連盟へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

日本臨床工学技士連盟
事務局長 宮本 直

団体会員手続き代行について

下記の手続きについて代行していただきたく、お願い申し上げます。

2025 年と多少内容が変更しておりますので、ご確認ください。

・ 手続き内容:

1. 各都道府県技士会会員に連盟参加の可否を確認する。
2. 会員に連盟参加の確認後、登録申し込みフォームから下記の内容登録を行う。
 - (1) 都道府県技士会名
 - (2) 連盟に加入する人数
 - (3) 会費振り込み予定日
 - (4) ご担当者様の連絡先

※会誌データ送付・団体会員からのお問い合わせが届いた時などに使用します。

3. 会員名簿は各都道府県管理とする。

※各都道府県技士会における連盟名簿管理担当者の選定は一任いたします。

(1) 会員名簿の使用目的

- ① 会員の把握
- ② 広報誌データの配布
- ③ 議連議員への選挙協力

4. 代行徴収した年会費を日本臨床工学技士連盟口座に振り込む。

銀行名：ゆうちょ銀行

支店名：五五八支店

預金科目：普通

口座番号：1952311

記号番号：15560-19523111

加入者名：日本臨床工学技士連盟

補足事項

・ 入退会について

- ① 団体会員の登録は**12月末**までとし、入会日は**翌年1月1日**とします。
- ② 会員資格は入会から**1年間**とし、退会の申し出があった場合は**12月31日付**で**退会処理**され、**翌年1月1日**から**会員資格を喪失**します。
- ③ 団体会員の退会の申し出は**都道府県技士会**とします。

・ 年会費について

- ① 代行徴収した年会費の**振込手数料**は**連盟**で**支払**います。
- ② 領収書が必要な方には**連盟**から**発行**します。

・ 広報誌について

- ① 連盟では年**2回**の広報誌を発行しています。2025年より電子化しましたので、会員への送付は電子媒体となります。**都道府県技士会事務局**へ**データの送付**を行いますので会員へ送付していただきますよう、ご協力を
お願いいたします。

・ 申し込みフォームについて

- ① 申し込みフォームの案内は**都道府県事務局**宛にメールで送付いたします。
※毎年11月末頃を予定しております。
-

その他

ご質問やご意見ご要望がありましたら下記までお問い合わせください。

メールアドレス: info@ce-renmei.gr.jp
